

車椅子使用者用便房等に関する 関連法令及びガイドラインの整理

国土交通省 総合政策局
安心生活政策課
令和2年10月

車椅子使用者用便房等の整備に関連する法令及びガイドライン

| | バリアフリー法 | 関連ガイドライン |
|------|--|--|
| 旅客施設 | <ul style="list-style-type: none"> 公共交通移動等円滑化基準 [平成30年10月改正] (移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令) | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編) [平成30年7月改訂] (※最新は令和2年3月版) |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> 道路移動等円滑化基準 [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令) | <ul style="list-style-type: none"> 道路の移動等円滑化整備ガイドライン [平成23年8月第3版] |
| 都市公園 | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園移動等円滑化基準 [平成24年4月改正] (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令) | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [平成24年3月改訂] |
| 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物移動等円滑化基準 [平成30年10月改正] (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) 建築物移動等円滑化誘導基準 [令和元年6月改正] (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令) | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 [平成29年3月改正] |

公共交通移動等円滑化基準／バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編) 平成30年3月改正のポイント (抜粋)

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房を分割して設置することが可能に (基準)
- 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ設備を有する便房等について、機能分散を推進するための記述を充実 (ガイドライン)

建築設計標準 平成29年3月改正のポイント (抜粋)

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設、既存建築物の整備を進めるための記述の充実

- これまで、車椅子利用者用便房にオストメイト用設備を設置することが義務づけられていた規定を見直し、車椅子利用者用便房とは別に一般便房にオストメイト用設備を設置することが可能となった。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(便所) 第十三条 (略)</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子利用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。</p> <p>二 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前条第二項第一号の車椅子利用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> | <p>(便所) 第十三条 (略)</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> |

| | 平成30年7月版 | 平成25年10月版 | 平成19年7月版 |
|-----|--|--|---|
| 考え方 | <p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>近年、これまで整備を進めてきた多機能トイレでは、乳幼児連れやオストメイトなどそれらの機能を使いたい人が増えたこと、また、本来こうした機能を必要としないと思われる人が使用することなどにより、そこしか使えない車椅子使用者が利用できない問題が生じている。</p> <p>このような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにも簡易型多機能便房等の設置を推奨し、さらに一般便房への乳幼児連れ設備などの機能分散を進め、より多様な利用者が円滑に使用できるよう配慮してきた。</p> <p><u>今回の移動等円滑化基準の見直しではさらに利用者の分散を促すよう、車椅子使用者用便房とオストメイト用設備を設けた便房を分けて整備する考え方が示された。</u></p> <p>また、おむつ交換の需要も多いため、乳幼児連れ用設備は可能な限り車椅子使用者便房以外に設置することが必要である。</p> | <p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>多機能トイレは、<u>高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等が利用しやすい場所に設置する。また、車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっばいで使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</u></p> | <p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>多機能トイレは、<u>障害者が利用しやすい場所に設置する。また、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっばいで使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</p> |
| | | | |

バリアフリー整備ガイドラインに記載されている基準等の内容

機能分散や個別の設備の機能に関する記述例（抜粋）

| トイレ全般 | 平成30年7月版 |
|-----------|---|
| 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。 ○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子利用者用便房（車椅子利用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。 ◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。 ◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。 |
| 案内表示等 | <ul style="list-style-type: none"> ○一般トイレ内に車椅子利用者用簡易型便房、オストメイト用設備、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように出入り口付近に置いて案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように案内表示を行う。 |
| その他の情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。 |
| オストメイト用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水栓器具が設けられていること。 ○上記の水栓器具の1以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭く場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。 ○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。 ◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水栓器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水栓器具とすることができる。 ◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。 |
| 乳幼児用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児連れの人の利用を考慮し、一般便房内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを1以上設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。 ○おむつ交換台を設置する。 ◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ70cm程度とする。また、正面開きタイプでは、幅75cm程度、奥行80cm程度、側面開きタイプでは、幅70cm程度、奥行60cm程度とすることが望ましい。 ◇おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。 |

バリアフリー整備ガイドラインに記載されている基準等の内容

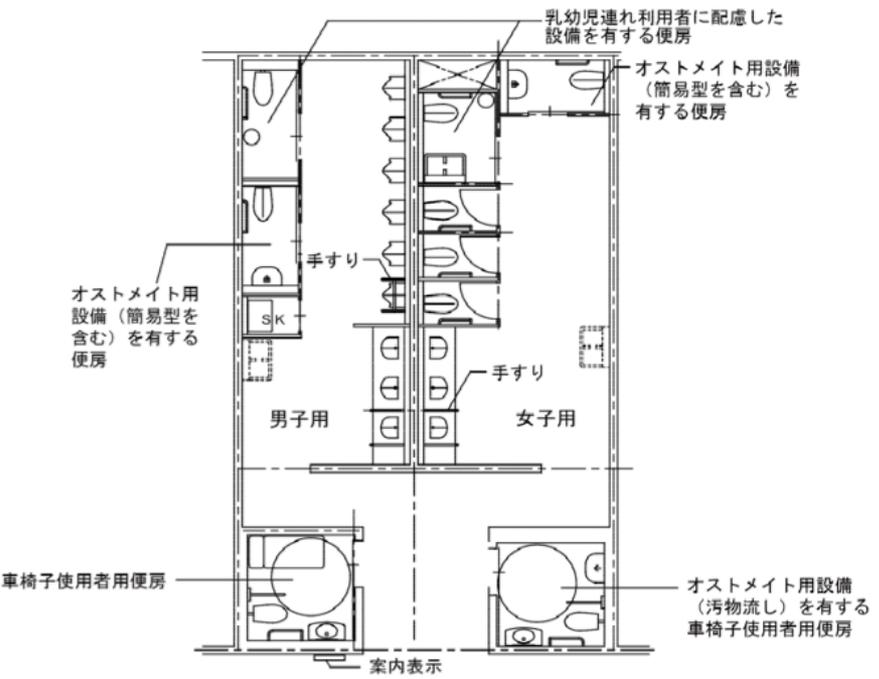
機能分散や個別の設備の機能に関する記述例（抜粋）

| 車椅子使用者用便房 | 平成30年7月版 |
|-----------|---|
| 大きさ | <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 ○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法200cm×200cm程度のスペースが必要）。 ○新設の場合等、スペースが十分とれる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法220cm×220cm程度のスペースが必要）。 ◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース（標準内法寸法200cm×200cm程度）を有する場合、便器横の以上スペースを75cm以上確保することが望ましい。 |
| 大型ベッド等 | <ul style="list-style-type: none"> ◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。 ◇上記の折り畳み式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子で出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。 ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、両側に十分なスペースをとることが望ましい。 |

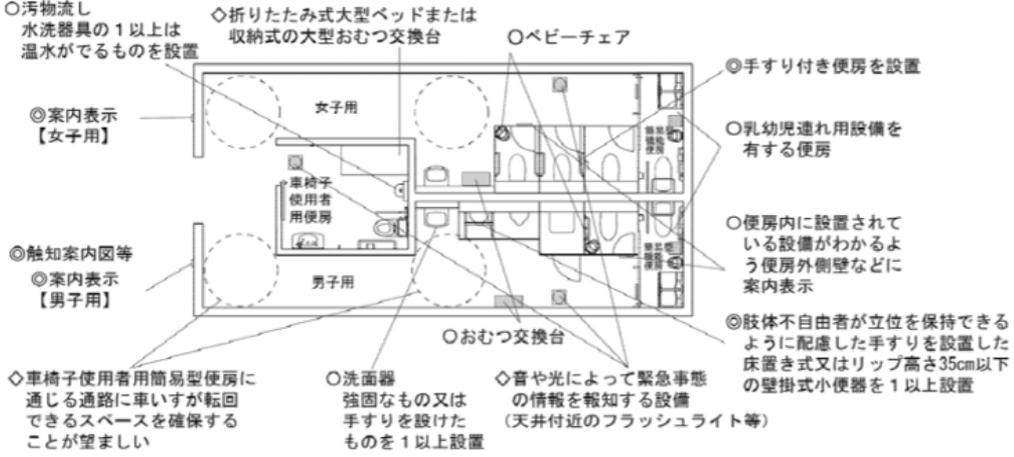
※ ◎：移動等円滑化基準、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

参考図面(トイレの配置例)

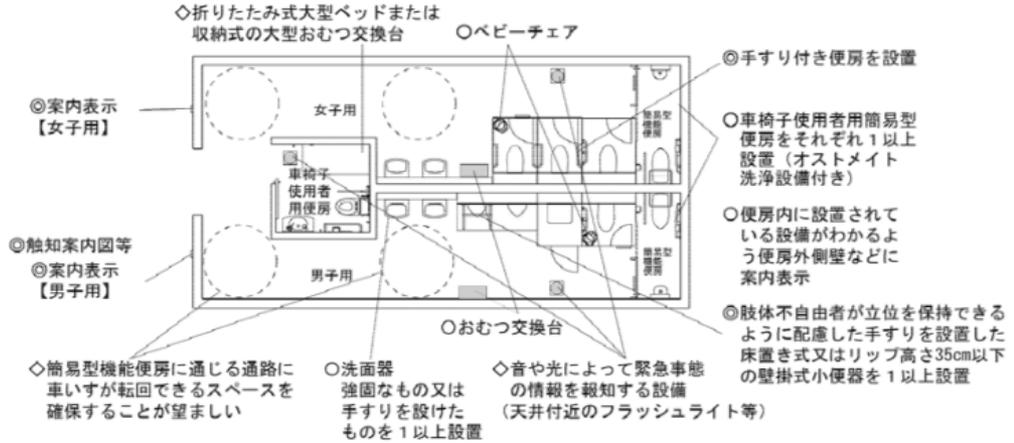
■ 車椅子使用者用便房 2 か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例



■ オストメイト用設備を備えた便房を 1 か所、乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例



■ 車椅子使用者用便房を 1 か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例



建築設計標準における設計の考え方の変遷

設計の考え方 (抜粋)

| 平成28年版 | 平成24年版 | 平成19年版 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> まず、<u>バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」</u>を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。 また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。 一方で、「<u>車いす使用者用便房</u>」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「<u>多機能便房</u>」については、<u>近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。</u> このような実態を踏まえると、<u>多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。</u> このため、<u>便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設けることを基本的な考え方とし、</u> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務付け対象とならない小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合 既存建築物の改善・改修であり、面積や構造による制約がある場合 等においては、「<u>車いす使用者用便房</u>」にオストメイトや乳幼児連れ利用者のニーズを満たす機能を付加した「<u>多機能便房</u>」と「<u>簡易型機能を備えた便房</u>」等の組み合わせにより、<u>可能な限り機能の分散を図る。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 便所に関し、<u>バリアフリー法制定までは、車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用の便房の設置をまず確保し、さらにオストメイトや乳幼児連れ利用者等への対応を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房が数多く設置されてきたところである。</u> バリアフリー法の制定後は、オストメイト用設備を有する便房の設置についても義務付け対象に追加され、<u>利用者のニーズに応じたスペースや設備等を効率的・効果的に確保するとともに、近年多機能便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、多機能便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮し、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>個別機能を備えた便房の設置</u> 多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、<u>多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。</u> 2) <u>多機能便房と簡易型機能を備えた便房の設置</u> 施設用途を十分に考慮し、<u>車いす使用者用便房に他の機能を付加した多機能便房を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房（多機能便房を含む）を設けた上で設置する。</u> 3) <u>多機能便房の設置</u> 施設用途を十分に考慮し、<u>多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。</u> | <ul style="list-style-type: none"> 便所に関し、従来は車いす使用者が利用できる便房のみが義務付け対象であり、整備が遅れていた車いす使用者用便房の設置をまず確保し、さらにオストメイト機能の設置やベッド、チェアを設置を併せて推進する観点で、広さのある車いす使用者用の便房内に多様な機能を含む多機能便房の設置を推奨してきたところである。 バリアフリー法の制定に伴い、便所におけるオストメイト機能の設置についても義務付け対象に追加されたこと、多機能であることによる車いす使用者からの利用上の不便さを解消するために、また個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう、従来の考え方を一部改め、以下のような基本的な考え方で計画することが望ましい。 <ol style="list-style-type: none"> 1) これらの個別機能に応じた専用便房の設置 車いす使用者用便房、オストメイト機能付き便房等利用者のニーズに合わせて便房を設置 2) 多機能便房と簡易型機能を備えた専用便房の設置 車いす使用者用便房を多機能化することで機能の集約を図るが、施設用途を十分に考慮し、簡易型機能を併せ設置し、利用しやすさを工夫する 3) 多機能便房の設置 施設用途から多機能便房のみ（複数設置の場合も含む）の設置で十分に機能する場合 |

個別機能を備えた便房の設計標準(抜粋)

| 共通する事項 | 平成28年度版 |
|--------|---|
| 設置数、配置 | <ul style="list-style-type: none"> 個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入り口の近くに設ける等、利用社が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。 |
| 案内表示 | <ul style="list-style-type: none"> 便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。 表示版は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。 男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。 便房の戸には、便房の設備内容を文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示することが望ましい。 </div> |

| 車いす使用者用便房 | 平成28年度版 |
|-----------------|--|
| 出入口の有効幅員、空間の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 各設備を使用でき、車いす利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。） 便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。 便房の標準内法寸法は、200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。 介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。 |

個別機能を備えた便房の設計標準(抜粋)

| オストメイト用設備を有する便房 | 平成28年度版 |
|-----------------|---|
| 設置数、配置 | <ul style="list-style-type: none"> 便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上にオストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。 |
| 部品・設備等 | <p>ア. 汚物流し等</p> <ul style="list-style-type: none"> パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設ける。 ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。 <p>留意点：汚物流し等</p> <ul style="list-style-type: none"> 腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。 利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。 <p>イ. その他の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。 <p>留意点：手荷物置き台、フック</p> <ul style="list-style-type: none"> 手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたり書けたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。 |

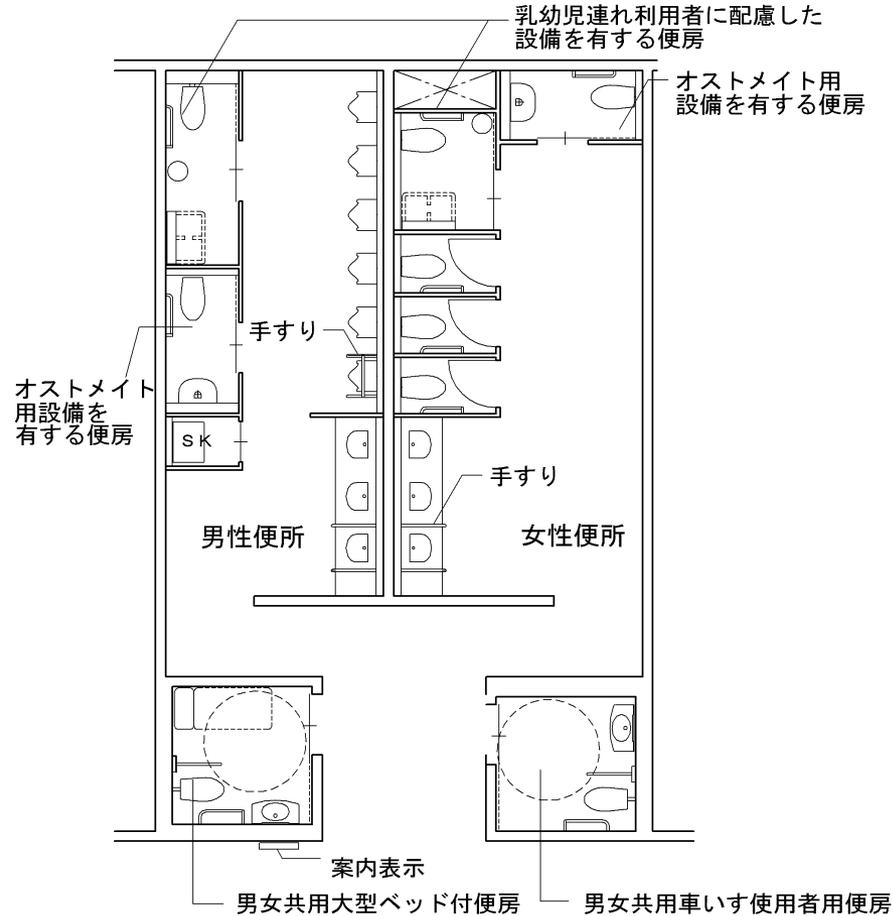
個別機能を備えた便房の設計標準(抜粋)

| 大型ベッド付き便房 | 平成28年度版 |
|-----------|--|
| 設置数、配置 | <ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。 施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。 <p>留意点：大型ベッドの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 介助を必要とする肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）が必要となるため、大型ベッドを設けることが求められている。 |
| 空間の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> 車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。 <p>留意点：大型ベッドの寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。 |

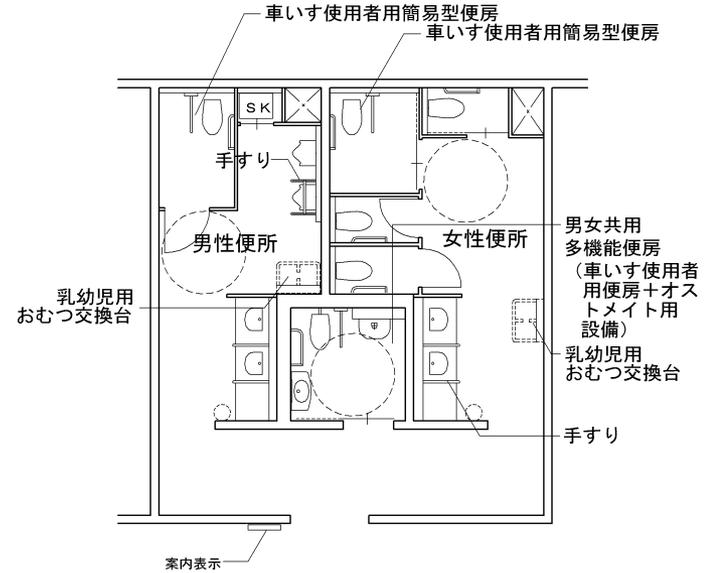
| 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 | 平成28年度版 |
|-----------------------|--|
| 設置数、配置 | <ul style="list-style-type: none"> 施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。 |
| 空間の確保等 | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。 |
| 部品、設備等 | <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。 <p>留意点：乳幼児用いす</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。 <p>留意点：乳幼児用おむつ交換台</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。 |

参考図面(便所・洗面所の例)

●便所・洗面所の例 1



●便所・洗面所の例 2



●便所・洗面所の例 3

